

## 平成 22 年度 飯館村職員採用候補者試験

次の内容で平成 22 年度飯館村職員採用候補者試験を行います。

採用職種	大学卒程度（一般事務）
採用人数	若干名
受験資格	昭和 39 年 4 月 2 日から昭和 63 年 4 月 1 日までに生まれた者（学歴は問いません） ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。
	(1)日本の国籍を有しない者 (2)成年被後見人又は被保佐人 (3)禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (4)飯館村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 (5)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
試験方法及び内容	(1)第 1 次試験 ①教養試験…職員として必要な一般知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。 ②特別科目試験…職務及び職場への適応性を、一般的な性格の面から検査を行います。
	(2)第 2 次試験 第 1 次試験合格者に対して、個別面接及び小論文等による試験を行います。
資格審査	第 1 次試験合格者について、受験資格があるかどうか、申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。
試験の期日・場所及び発表	<b>第 1 次試験</b> と き 平成 21 年 7 月 26 日（日） 受付 9:00～9:30 教養試験 10:00～12:00 特別試験 13:00～15:00 と ころ 福島市杉妻町 3-45 杉妻会館（☎024-523-5161） 発 表 平成 21 年 10 月上旬に飯館村役場前掲示場に合格者名を掲示するほか合否について通知します。 <b>第 2 次試験</b> 平成 21 年 10 月下旬（第 1 次試験合格者へ通知します。）
合格者の採用	(1)合格者は採用候補者名簿に記載され、成績順に村長が欠員状況等に応じて採用者を決定します。この採用候補者名簿の有効期間は原則として 1 年間です。 (2)初任給は、飯館村の給料表によるが、このほか通勤手当、超過勤務手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当などが、それぞれの給付要件に応じて支給されます。
受験手続	(1)申込用紙の請求 申込用紙は飯館村役場総務課で交付。郵便で申込用紙を請求する場合は封筒の表に「大卒程度試験申込用紙請求」と朱書し 80 円切手をはった宛先明記の返信用封筒を必ず同封してください。 (2)申込の方法 ①申込用紙に必要事項を記入して、飯館村役場総務課に提出。申込書を郵送する場合は、80 円切手をはった自分宛の封筒を同封し、その表に「大卒程度試験申込」と朱書して送付してください。 ②受験票を受領したときは、最近 6 ヶ月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦 6 cm×横 4.5 cm）1 枚を写真欄にはって受験当日に必ず持参してください。 <u>（受験票がない場合、又は受験票に写真がはってない場合は、受験できません。）</u>
受付期間	平成 21 年 5 月 25 日（月）から同年 6 月 26 日（金） （執務時間中に限ります。午前 8 時 30 分～午後 5 時まで） ※郵便による申込書提出の場合は、同 6 月 24 日（水）までの消印有効
お問い合わせ	飯館村役場総務課 〒960-1892 福島県相馬郡飯館村伊丹沢字伊丹沢 580-1（☎0244-42-1611） ホームページにも案内が掲載されています。URL <a href="http://www.vill.iitate.fukushima.jp">http://www.vill.iitate.fukushima.jp</a>